

平成30年度広陵町一般廃棄物処理実施計画

1 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び広陵町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第1項の規定に基づき、広陵町一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

(1) 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(2) 計画の区域

広陵町全域

2 基本方針

一般廃棄物の処理実施に当たっては、次に掲げる事項を原則として進める。

- (1) ごみの適正処理事業の推進
- (2) 分別収集の徹底
- (3) 廃棄物の減量化及び資源化事業の促進
- (4) 不法投棄の取締り
- (5) まち美化運動の推進
- (6) ごみ処理費用の有料制
- (7) ごみ指定袋制
- (8) ステーション方式によるごみ収集の導入検討
- (9) 資源ごみ等の無断持ち去り禁止及び罰則制度

3 排出抑制（再資源化）計画

ごみの排出抑制・再資源化の推進のために、次の事業を行う。

- (1) 資源ごみの地元集団回収の推進
- (2) 資源ごみのスーパー等店頭回収の推進
- (3) 生ごみ処理機の購入補助
- (4) 食品リサイクルの推進

4 収集・運搬計画

一般廃棄物の収集・運搬は、委託業者及び一般廃棄物処理業者並びに排出者自らが行う。

(1) 収集・運搬する一般廃棄物

ア 委託業者が収集・運搬を行うもの

- (ア) 燃やすごみ（台所ごみ類、紙くず類及び木くず類等）
- (イ) 容器包装プラスチックごみ（菓子袋、リサイクルマークのある容器プラ等）
- (ウ) その他プラスチックごみ（おもちゃ、CD、リサイクルマーク無いプラ等）
- (エ) 燃やさないごみ（金属類、ガラス、陶磁器類）
- (オ) 粗大ごみ（家具、布団類及び自転車、一輪車、ストーブ、ミシン等）
- (カ) リサイクル素材（ペットボトル、空き缶（飲料用）、空き瓶（飲料用）等）
- (ク) 資源ごみ（紙類（新聞・雑誌・段ボール等）、布類、紙パック類（牛乳パックなど）等）
- (ケ) 有害ごみ（電池、体温計、蛍光灯等）

イ 一般廃棄物処理業者が収集・運搬を行うもの

- (ア) 事業者から発生する事業系ごみ及び一般家庭から発生する引越しごみその他の多量の一般廃棄物

(2) 委託業者及び一般廃棄物処理業者名

ア 委託業者

燃やすごみ、容器プラスチックごみ、その他プラスチックごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、リサイクル素材、資源ごみ、有害ごみ

業者名 おおやまと環境整美事業協同組合、大和清掃企業組合

イ 一般廃棄物処理業者（収集運搬業許可業者）

事業系ごみ及び多量のごみ

業者名 源開発(株)、ヤマト環境開発、(株)NANBU、辰巳衛生社、(株)クボクリーンサービス、クリーン環境、寺岡商店、日宝衛生、阿倍野興業、AMカンパニー(株)、(有)奈良県建物総合管理

(3) 収集区域

広陵町全域とする。

燃やすごみ、容器プラスチックごみ、その他プラスチックごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、リサイクル素材、資源ごみ、有害ごみ……………別紙(1)のとおり

(4) 収集世帯数

ア 燃やすごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

イ 容器包装プラスチックごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

ウ その他プラスチックごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

エ 燃やさないごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

オ 粗大ごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

カ リサイクル素材

委託業者 2社 12,900 世帯

キ 資源ごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

ク 有害ごみ

委託業者 2社 12,900 世帯

(5) 収集回数、収集方法及び廃棄物搬入先

	種 類	収集運搬区分	収集回数	収 集 方 法	搬 入 先
一 般 家 庭 ご み	燃やすごみ	委託業者	週 2 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	容器プラスチックごみ	委託業者	週 1 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	その他プラスチックごみ	委託業者	月 1 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	燃やさないごみ	委託業者	月 1 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	粗大ごみ	委託業者	月 2 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	リサイクル素材	委託業者	月 2 回	ステーション方式	クリーンセンター広陵
	資源ごみ	委託業者	月 2 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	紙パック	委託業者	月 2 回	戸別方式	クリーンセンター広陵
	多量ごみ	自己搬入者			クリーンセンター広陵

事業系ごみ

	種 類	収集運搬区分	収集回数	収 集 方 法	搬 入 先
	可燃ごみ	許可業者又は 自己搬入		戸別収集	クリーンセンター広陵

(6) 発生量

ア ごみ

収 集 区 分		収 集 量
計 画 収 集 内 訳	可 燃 物	4,600 t
	不 燃 物	260 t
	粗 大 ご み 等	520 t
	委 託 資 源 (古 紙 等)	1,550 t
	有 害 (電 池 、 蛍 光 灯 等)	15 t
	そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク	140 t
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	490 t
	白 色 ト レ イ	1 t
	リ サ イ ク ル 素 材	330 t
	計 画 収 集 量 計	7,906 t
自己搬入	可 燃 ・ 不 燃 ・ 粗 大 ・ 資 源 等	500 t
許可業者	可 燃 物 等	1,800 t
推 定	ご み 収 集 量	10,206 t

5 中間処理計画

(1) 一般廃棄物の中間処理は、町及び一般廃棄物処理業者が行う。

ア 町

(ア) RDF炭化処理

一般家庭の可燃ごみ及び事業系可燃ごみは、クリーンセンター広陵のRDF炭化施設において炭化処理する。

(イ) 破砕処理

粗大ごみ・不燃ごみは、クリーンセンター広陵のリサイクルプラザにおいて破砕選別処理する。

家電製品類(家電リサイクル法に基づく対象製品を除く)はクリーンセンター広陵のリサイクルプラザ破砕施設において破砕選別処理する。

イ 一般廃棄物処理業者自ら適正に処理する

ウ 一般廃棄物(事業系可燃ごみ)の内、町施設において適正処理することが著しく困難な廃棄物は、適正な焼却処分のできる能力を有する一般廃棄物焼却施設において、適正に焼却処理する。

エ その他

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、有毒性若しくは危険性を有するもの又は著しく悪臭を発するものを除く次に掲げる廃棄物とする。

(ア) 繊維くず（長さ50cm以下で処理可能な絡まない性状の物）

(2) 処理施設

ア 可燃ごみ処理施設（一般家庭の可燃ごみ及び事業系可燃ごみ）

施設名	クリーンセンター広陵
所在地	広陵町古寺81番地
型式	ロータリーキルン式RDF炭化炉
処理能力	35t/8H

イ 焼却施設（町RDF炭化施設において適正に処理することが著しく困難な可燃ごみ）

施設名	三重中央開発（株）
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713
型式	ストーカー式焼却炉
処理能力	140t/24H

ウ 破碎施設（粗大ごみ・不燃ごみ）

施設名	クリーンセンター広陵
所在地	広陵町古寺81番地
処理能力	7.6t/5H

(3) 廃棄物の処理及び処分方法

搬入者	処理先	処理区分	中間処理量	残さの量	処分方法
可燃物	町クリーンセンター	炭化	6,500 t	250 t	埋立
	三重中央開発（株）	焼却	100 t	12 t	埋立
	小計	—	6,600 t	262 t	
不燃物 粗大	町クリーンセンター	破碎選別	850 t	180 t	埋立
	小計	—	850 t	180 t	
合計			7,450 t	442 t	

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物の最終処分は、町・委託業者及び一般廃棄物処理業者が行う。

ア 埋立処分

(ア) 破碎処理残さ

(イ) 焼却灰・陶磁器類・飲料や食品が入っていた空き瓶以外のガラス類

イ 一般廃棄物処理業者自ら適正に処理する。

(2) 最終処分場の概要

名 称	大阪湾圏域広域処理場（神戸沖埋立処分場）
事業主体	大阪湾広域臨海整備センター
所在地	神戸市東灘区向洋町地先
埋立方法	管理型

名 称	南都興産最終処分場
事業主体	株式会社 南都興産
所在地	奈良県御所市重阪329番地他
埋立方法	管理型

名 称	三重中央開発最終処分場
事業主体	三重中央開発株式会社
所在地	三重県上野市予野字鉢屋4713番地
埋立方法	管理型

7 資源化計画

(1) 計画収集ごみのうち容器包装プラスチック、空き瓶、空き缶類、乾電池、古紙、ペットボトル、紙パック、金属くず、破碎処理により磁選処理されたスクラップは、資源化を行う。

(2) 処理施設（容器包装プラスチック、ペットボトルの選別、白色トレイの圧縮減容及び保管並びに紙パックの選別及び保管施設）

(3) 生ごみ処理機の購入助成制度

ごみ減量の一環として実施する、食品残渣（生ごみ）の循環的資源として利用推進するため、各家庭等で購入する、生ごみ処理器等の購入費用を一部助成します。

(4) 集団資源回収事業

自治会、子ども会、PTA等、町の各種団体による自主的な資源回収活動を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、奨励金の交付等の支援を行います。

(5) 資源化施設の概要

施設	設置場所	処理能力
粗大・不燃破碎選別圧縮処理設備	リサイクルプラザ	7.6 t / 5 h
容器包装プラスチック圧縮梱包機	リサイクルプラザ	1.9 t / 5 h
ペットボトル圧縮梱包機	リサイクルプラザ	0.2 t / 5 h
白色トレイ減容機	リサイクルプラザ	0.2 t / 5 h
計		9.9 t / 5 h

資源化の区分及び量

品目	処理先	処理区分	資源化量
ガラス瓶（3色）	容器包装リサイクル協会	委託	121.3 t
空き缶（スチール）	民間業者	売却	12.8 t
空き缶（アルミ）	民間業者	売却	44.0 t
乾電池 蛍光灯	民間業者	委託	11.0 t
古紙	民間業者	売却又は委託	1,367.7 t
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル協会	委託	219.7 t
ペットボトル	容器包装リサイクル協会	委託	37.9 t
白色トレイ	民間業者	売却	1.5 t
紙パック	民間業者	売却	3.6 t
金属くず	民間業者	売却	112.1 t
破碎スクラップ	民間業者	売却	44.4 t
資源化総量			1,976.0 t

8 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

(1) 処理困難な廃棄物の処理依頼について

一般廃棄物のうち、町の施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に処理を委託することがある。

(2) 緊急時における処理依頼について

処理施設の災害・事故等が発生し、処理が不可能の場合等、本町の処理場にて処理ができなくなった場合は、相互援助協定等により、県内の市町或いは民間業者に処理を委託することがある。

(3) 家電5品目について

特定家庭用機器再商品化法対象の家電5品目（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む)）については、小売店等に引き渡しリサイクル処理する。又、小売店等が現在、存在しないなどの不備が生じた場合は家電リサイクル法に伴い、郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である誠運輸(株)にて搬入処理を行う。

(4) パソコンの処理について

平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」に基づいたPCリサイクルが開始され、そのリサイクルルートによりA及びBのとおり適正に処理を行う。

A 購入した販売店に処理を依頼する。販売店が不明・存在していない場合はBの要領にて処理を行う。

B 各製造メーカーのパソコン処理受付窓口に連絡し、メーカーの指示の従い処分する。製造メーカーが不明・存在していない場合はパソコン3R推進センターに連絡する。

3R推進センター TEL 03-5282-7685

(5) 使用済み小型家電の回収について

平成30年度中に使用済み小型家電の回収を実施する。回収方法は、各公共施設等に回収ボックスを設置し、回収対象品目を確定したのち、広報及びホームページ等を通じて周知を行う。

(6) 取り扱わないごみについて（適正処理困難物）

施設で処理が不可能なため、販売業者および処分業者等が処理するものは次のとおりとする。

タイヤ、塗料、油類、ボンベ類、塗料・油類の容器、単車、電気温水器、消火器灯油ボイラー、直径10cmを超える木及び木の株、※生魚等（魚のあらも含む）、石、ブロック、レンガ、瓦、コンクリート、土砂、劇薬、農薬、劇薬・農薬等の容器、業務用製品、建築廃材、スプリングマット（可燃と不燃を分離した物を除く）、バッテリー、デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、その他処理に著しい支障を及ぼすものなど

※ 生魚等（魚のあら）は排出業者等による飼肥料化を推進する。

9 地区別ごみの収集日程表
ごみカレンダー等を添付

別紙 (1)

広陵町地図を添付